**平成２４年（フ）第４０９３号**
大阪府東大阪市永和３丁目17番22号
債務者　竹上　睦雄
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４１１９号**
大阪市東住吉区中野３丁目11番15―901号
債務者　森下　　憲
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４２７９号**
大阪府茨木市中村町１番26号　明香マンション105号
債務者　山下　昌子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４２９５号**
大阪府吹田市岸部南２丁目43番29―401号
債務者　佃　　久和
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３２２号**
大阪市港区市岡２丁目11番14号　フォレストゲート市岡302号
債務者　榮　　高志
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３２３号**
大阪市淀川区十三東４丁目７番２号誠和マンション317号
債務者　井上　靖治
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３３８号**
大阪府吹田市長野東18番37号
債務者　門脇　　豊
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３３９号**
大阪市平野区長吉六反５丁目６番４―403号
債務者　田中　治男
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３４０号**
大阪府東大阪市出雲井本町２番９―311号
債務者　祝　　昭一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３４３号**
大阪府豊中市上津島２丁目９番31―103号
債務者　多田　賢司
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３４４号**
大阪市港区市岡１丁目２番６号
債務者　森山昌根こと　金　　昌根
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３４６号**
大阪市平野区平野南３丁目10番１―302号
債務者　石原　妙美（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３４８号**
大阪市東淀川区小松４丁目10番８号サンメルコ401号
債務者　奥田　夕紀（旧姓嶽釜）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３４９号**
大阪府八尾市松山町２丁目３番22号
債務者　梅原　幸雄
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３５０号**
大阪市中央区西心斎橋２丁目13番５号　リヴィエール道頓堀304
債務者　和田美保子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３５１号**
大阪府寝屋川市萱島信和町29番24号
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４３５３号**
大阪府高槻市野田１丁目６番１号
債務者　坂口　　勤
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部